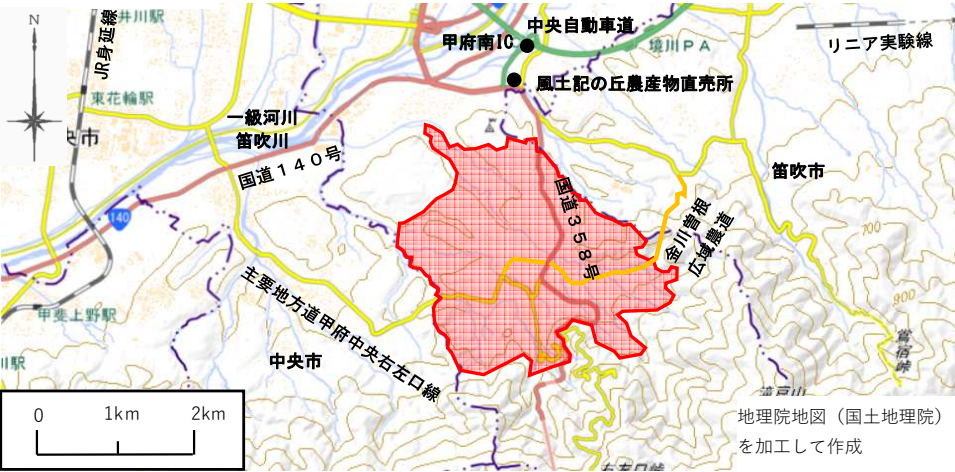


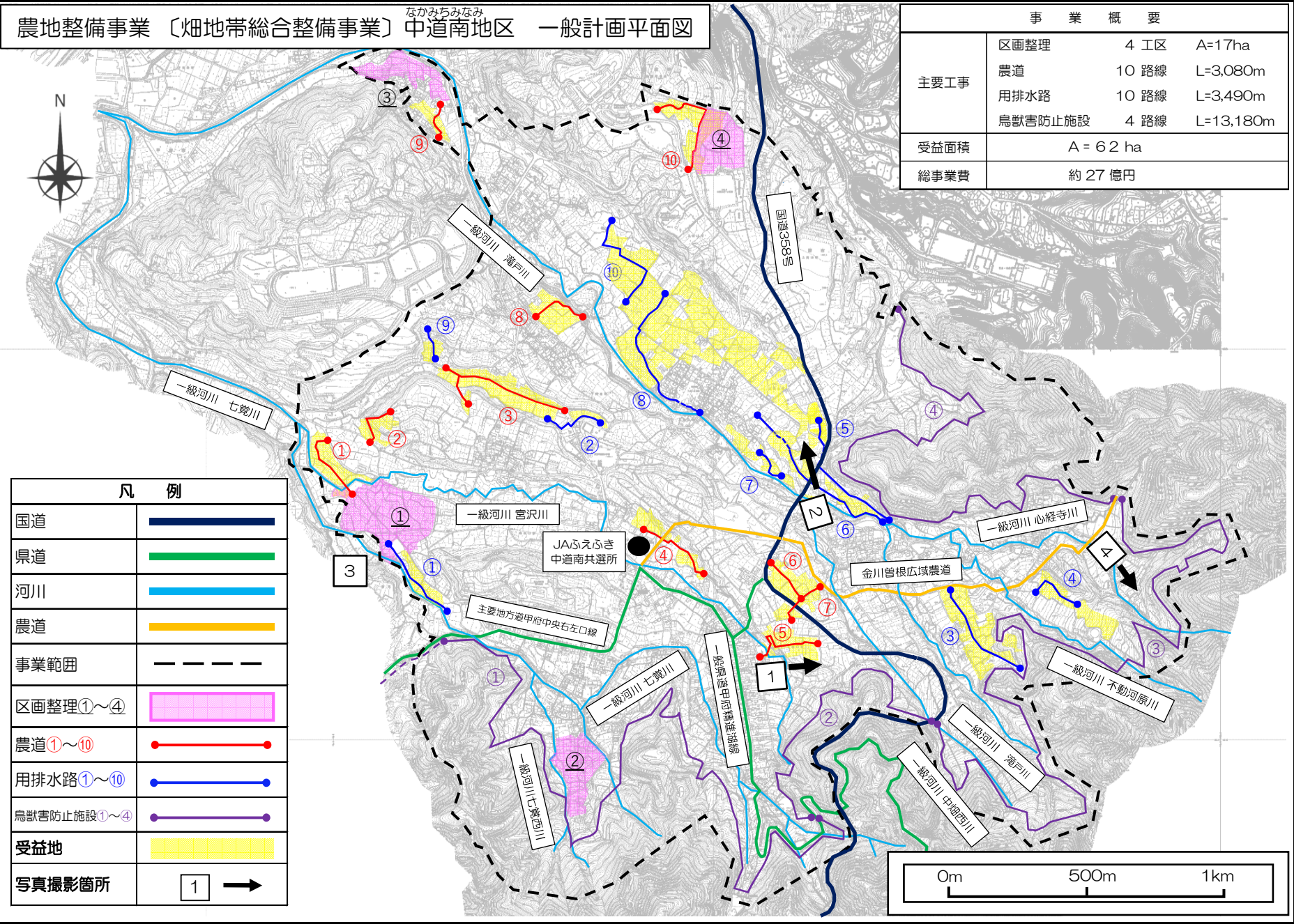
1.事業説明シート

事業名	農地整備事業〔畑地帯総合整備事業（国補）〕	事業箇所	甲府市右左口町 外	地区名	なまみち 中道南	事業主体	山梨県
（１）事業の概要		（２）整備内容					
①課題・背景		①整備内容 区画整理 A=17ha、農道 L=3,080m、用排水路 L=3,490m、 鳥獣害防止施設 L=13,180m ②着手年度 令和7年度 ③完成見込年度 令和15年度 ④総事業費 約2,700百万円 （国費1,350百万円(5.0/10)、県費675百万円(2.5/10)、 市費等675百万円(2.5/10)）					
本地区は甲府市の南部に位置し、スイートコーンやもも、すもも等の産地で、市内でも特に野菜や果樹の生産が盛んな地域である。地区内においては、スイートコーンのかみひめ、県オリジナル品種であるももの夢みずきなど高品質で収益性の高い農作物が生産されている。 しかしながら、地区内は道幅が狭く農作業車両のすれ違いが困難な農道や老朽化が著しい水路、小区画で不整形な生産条件の悪い農地が多く存在しているほか、シカ、イノシシによる農作物被害が増加している。 一方、地域内では近年意欲ある担い手農業者の規模拡大や新規就農希望者も増加傾向であり、規模拡大するための生産条件のよい農地が求められている。 このため、総合的な農業生産基盤の整備により、農作業の効率化による生産性の向上と担い手農業者への農地集積を進め、更なる野菜・果樹産地の強化に取り組むものである。		⑤年度別の整備内容（事業費） 令和7年度 測量・設計・換地 50 百万円 令和8年度 区画整理、農道、用排水路 300 百万円 令和9年度 区画整理、農道、用排水路 300 百万円 令和10年度 区画整理、農道、用排水路、鳥獣害防止施設 350 百万円 令和11年度 区画整理、農道、用排水路、鳥獣害防止施設 350 百万円 令和12年度 区画整理、農道、用排水路、鳥獣害防止施設 350 百万円 令和13年度 区画整理、農道、用排水路、鳥獣害防止施設 350 百万円 令和14年度 区画整理、農道、用排水路、鳥獣害防止施設 350 百万円 令和15年度 区画整理・換地 300 百万円 ※記載内容は見込みであり、確定したものではない。 ⑥既整備内容・期間・事業費 該当なし					
②整備目標・効果		□主要目標 ○農業生産力の向上 区画整理等の基盤整備の実施により、担い手農業者への農地集積を図るとともに作業効率の向上など地区内の営農条件が改善され、野菜・果樹の産地強化が図られる。 ・面積当たり農業所得増加額 2,736千円/ha ≧ 810千円/ha※ （※評価基準値）					
□副次目標 ○農業用排水能力の向上		・施設老朽度 $\text{使用年数(49年)} \div \text{耐用年数(28年)} = 1.75 \geq 1.0 \%$ ・排水能力向上率 $(\text{計画排水能力}) 0.262\text{m}^3/\text{s} \div (\text{現況排水能力}) 0.227\text{m}^3/\text{s} = 1.15 \geq 1.0 \%$ （※評価基準値）					
□副次効果 ○果樹園景観の保全（良好な景観が保全される計画である）		○遊休農地の解消（遊休農地を農地として再利用する具体的な計画あり）					
③目標達成の方法		担い手農業者への農地集積を進めるとともに作業効率の改善を図るため、区画整理や農道などの整備を総合的に実施する。 区画整理 4工区、農道 10路線、用排水路 10路線、 鳥獣害防止施設4路線					
		（３）中・長期計画等の位置付け ・「山梨県総合計画」（令和5年10月策定） ・「山梨県社会資本整備重点計画（第4次）」（令和4年9月改定） ・「やまなし農業基本計画」（令和6年1月策定）					
		（４）事業位置図 					

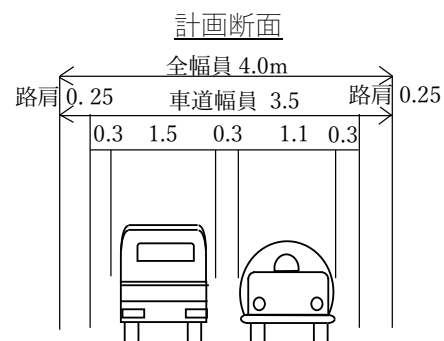
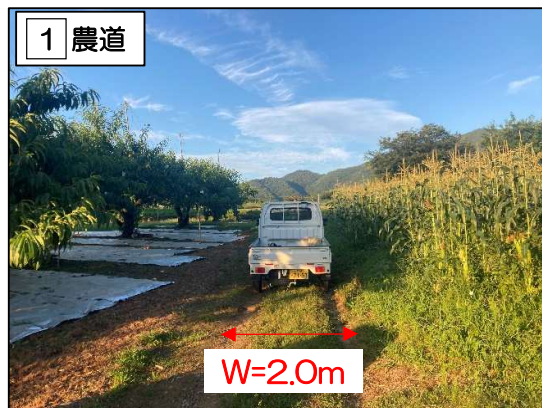
2.評価シート

(1) 公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か） 〈妥当〉・妥当でない〉 (理由) 本事業は食料・農業・農村基本法に位置づけられている、農業の持続的発展、食料安全保障の確保、景観保全や土壌流出防止などの多面的機能の発揮に資するものであり、行政が行うべきものである。	(5) 整備手法の有効性 〈妥当〉・妥当でない〉 (理由) 区画整理や農道整備等を進めることで、農地の集積・集約化が図られるとともに、作業効率や営農条件が改善され、今後の野菜・果樹産地の強化や担い手農業者への集積を図るための最も適した計画としている。																																						
(2) 事業執行主体の妥当性（県が行うべき事業か） 〈妥当〉・妥当でない〉 (理由) 本事業は、農業生産基盤を総合的に整備して農作業の効率化や農業経営の安定化を図るものであり「土地改良法施行令」第50条第1項第11号に規定される県が主体となって行うべき事業である。	□他の整備手法の有無 〈有〉・〈無〉 (状況) 区画整理等の総合的な農業基盤の整備により、更なる野菜・果樹産地の強化に取り組むものであり、地区内の農業生産基盤を効率的かつ一体的に整備するには、本事業の他に適した事業はない。																																						
(3) 経済効率性 〈妥当〉・妥当でない〉 (理由) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width:10%; text-align: center;">総事業費</td> <td style="width:20%;">2,700 百万円</td> <td style="width:10%; text-align: center;">工期</td> <td style="width:20%;">R7～R15</td> <td style="width:10%; text-align: center;">基準年</td> <td style="width:10%;">R6</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">経済効率性</td> <td>費用</td> <td>2,486 百万円</td> <td>便益</td> <td>3,362 百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>当該事業費</td> <td>2,011 百万円</td> <td>作物生産効果</td> <td>1,985 百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関連事業費等</td> <td>475 百万円</td> <td>走行経費節減効果</td> <td>753 百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>営農経費節減効果</td> <td>370 百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>その他※</td> <td>254 百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>B/C</td> <td>1.4</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table> ※その他は、国産農産物安定供給効果、品質向上効果、維持管理費節減効果 費用便益比（B/C）は、1.0を超えており、経済効率性は確保されている。	総事業費	2,700 百万円	工期	R7～R15	基準年	R6	経済効率性	費用	2,486 百万円	便益	3,362 百万円		当該事業費	2,011 百万円	作物生産効果	1,985 百万円		関連事業費等	475 百万円	走行経費節減効果	753 百万円				営農経費節減効果	370 百万円				その他※	254 百万円			B/C	1.4				(6) 環境負荷等への配慮 〈妥当〉・妥当でない〉 (理由) 基盤整備では、土の切盛量を最低限に抑えるなど現状の地形に配慮した計画とし、区画整理は土羽構造を基本として従前の環境の維持に配慮した計画とする。 なお、工事による生態系、景観等への影響があると判断された場合には、回避、代替、低減などを踏まえた対策等を講じる。
総事業費	2,700 百万円	工期	R7～R15	基準年	R6																																		
経済効率性	費用	2,486 百万円	便益	3,362 百万円																																			
	当該事業費	2,011 百万円	作物生産効果	1,985 百万円																																			
	関連事業費等	475 百万円	走行経費節減効果	753 百万円																																			
			営農経費節減効果	370 百万円																																			
			その他※	254 百万円																																			
	B/C	1.4																																					
(4) 事業実施・規模の妥当性 〈妥当〉・妥当でない〉 (理由) 地区内の営農条件改善に必要な整備量としている。 □同等施設等（計画を含む）の有無 〈有〉・〈無〉 (状況) 新規及び老朽化した既存施設の改良であり、機能を代替する施設はない。 □必要整備内容とその根拠 (状況) 区 画 整 理 : 農作業の省力化や農地集積・集約化を図るためのもので、耕作放棄地が点在し、担い手農業者への農地集積が進んでいない農地を対象とした。 農 道 : 農作物の運搬時に農作業車両がスムーズにすれ違うことができるように、幅員が狭小な農道を対象とした。 用 排 水 路 : 老朽化による排水不良や漏水など、機能に支障をきたしている水路を対象とした。	(7) 事業計画の熟度 〈妥当〉・妥当でない〉 (理由) 事業の円滑な推進のため、関係市は事業計画にあたり耕作者を対象とした説明会や営農に対するアンケート調査を実施しており、整備を希望し合意された施設を整備対象としている。 また、事業を進めるうえで地域間の連携や調整が重要であることから、地区内の代表者で構成する「中道南地区土地改良事業推進協議会」が設立されるなど、地元の理解度は高く、事業を推進する体制も整っている。																																						
《総合評価》 〈妥当〉・妥当でない〉 7項目全て妥当と評価されることから、実施が妥当と判断する。																																							

3.添付資料シート(1)

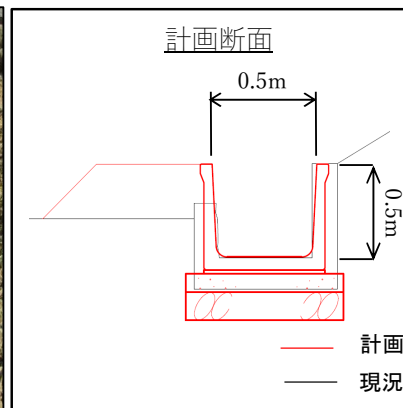


1 農道



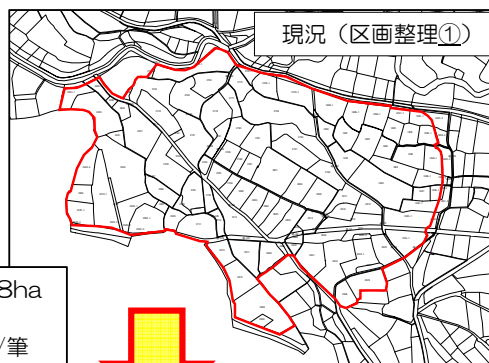
地区内の農道は道幅が狭く、農作業車両のすれ違いが困難である。
また、既設の道路には未舗装区間があり、運搬時には荷傷みが生じている。

2 用排水路



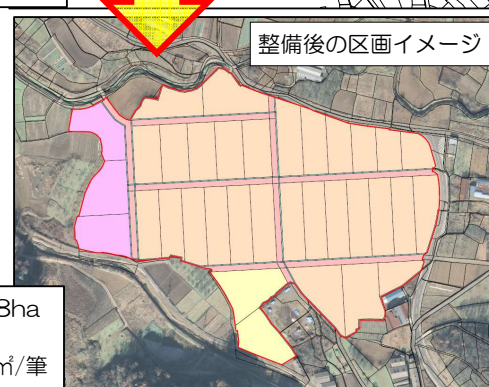
地区内の水路は老朽化が著しく、排水不良や漏水による湿害が発生するとともに、維持管理に多大な労力を要している。

3 区画整理



（工区面積）A=6.8ha
筆数：109筆
平均面積：588㎡/筆

凡 例	
地区界	○
計画田	■
計画畑	■
計画畑（樹園地）	■
計画道路	■
計画水路	■



（工区面積）A=6.8ha
筆数：34筆
平均面積：2,000㎡/筆

区画整理により狭小で不整形な農地の傾斜の緩和や区画の拡大を図ることで農作業の効率化や担い手農業者への農地集積を進める。

4 鳥獣害防止施設



地元農業者による簡易柵設置状況



鳥獣被害が頻繁しており、地元農業者が簡易柵で対策しているものの、地区内の広範囲で農地や農作物に甚大な被害が生じている。

風土記の丘農産物直売所



『夢みずき』



『スイートコーン新品種』

地区内では基盤整備を契機に消費者から評判の高い夢みずきやスイートコーン新品種への転換を加速化させ、野菜・果樹の産地として更なる強化に取り組む。